

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地			
仙台医療福祉専門学校		昭和56年3月31日		工藤 広一		〒 980-0021 (住所) 宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番20号 (電話) 022-217-8877			
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地			
学校法人北杜学園		昭和56年3月31日		鈴木 一樹		〒 980-0021 (住所) 宮城県仙台市青葉区中央四丁目7番20号 (電話) 022-217-8877			
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度		
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程		社会福祉学科		平成20(2008)年度	-	平成27(2015)年度		
学科の目的		学校教育法に基づき、職業人として必要な能力の育成を基本とし、社会福祉関係の分野において活躍するための技能と教養を教授し、地域社会に貢献する人材を育成する。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		一人ひとりの歩幅に合わせて進路を決定し、レベルアップを図る社会福祉主事任用資格、介護職員初任者研修及び、居宅介護職員初任者研修をはじめとしたさまざまな資格を取得できることが大きな魅力である。授業では講義だけではなく、グループ学習を多く取り入れている。それは将来、職場の仲間と共に仕事することを想定し、メンバー間で協力して問題解決ができるようにすることが目的である。							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		1,850 単位時間	1,180 単位時間	290 単位時間	240 単位時間	0 単位時間	180 単位時間
				単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率			
80 人	54 人		0 人		0 %	2 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		23 人						
	■就職希望者数(D)		20 人						
	■就職者数(E)		20 人						
	■地元就職者数(F)		12 人						
	■就職率(E/D)		100 %						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		60 %						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		87 %						
	■進学者数		2 人						
	■その他								
	(令和 6 年度卒業生に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)								
■主な就職先、業界等									
(令和6年度卒業生)									
社会福祉施設、病院、福祉関連企業									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無		評価結果を掲載したホームページURL				
当該学科のホームページURL	https://sif.ac.jp/course/shakai/								
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)								
	総授業時数		1,850 単位時間						
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		240 単位時間						
	うち企業等と連携した演習の授業時数		0 単位時間						
	うち必修授業時数		240 単位時間						
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		240 単位時間						
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		0 単位時間						
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間						
	(B: 単位数による算定)								
	総単位数		0 単位						
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位						
	うち企業等と連携した演習の単位数		単位						
	うち必修単位数		単位						
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位						
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位						
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位						
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		0 人				
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		0 人				
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人				
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		2 人				
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人				
	計				2 人				
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				1 人				

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

仙台医療福祉専門学校では、関係業界等のニーズを踏まえた実践的かつ専門的な人材育成を図ることを目的として、(1)業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員、(2)専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者、(3)実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員といった外部委員と、内部委員(教育課程の編成の責任者・専任教員)とから編成される、教育課程編成委員会を置く。教育課程編成委員会は、以下を踏まえた教育課程の編成に関する提言を行う。

- ①学生の就業先の業界における人材の専門性に関する動向
- ②国又は地域の産業振興の方向性
- ③実務に関する知識、技術、技能などの専門的事項

教育課程編成委員会の提言は、校長のリーダーシップのもと、教務運営委員会を通じて、授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫に活かすよう努めるものとする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、校長の諮問機関として以下の事項について審議し、提言を行う。

- ①授業科目の設定及び内容に関する事項
- ②カリキュラムの改善、充実にに関する事項
- ③演習及び実習の内容に関する事項
- ④授業内容及び方法の改善、充実にに関する事項
- ⑤演習及び実習の効果測定の評価基準に関する事項
- ⑥その他教育課程の編成に関する事項

校長は、教育課程編成委員会の議決及び提言を踏まえ、教務運営委員会を通じて、より実践的かつ専門的な教育課程の編成に努める。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

名 前	所 属	令和7年8月1日現在	
		任期	種別
西崎 俊孝	社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会 役員	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①
小泉 敦保	株式会社 バイタルケア 代表取締役社長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③
野口 美雪	仙台医療福祉専門学校 学科長(委員長)	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
服部 典子	仙台医療福祉専門学校 主任	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和 6年 9月 13日 15:00～16:30

第2回 令和 7年 3月 19日 15:00～16:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

学生の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、実務に関する知識、技術、技能などの専門的事項について、委員の方々が有する知見に基づいた意見を聴取し、職業実践専門課程としてふさわしい授業科目の開設、または、授業内容・方法の改善・工夫等に活かしていく。

令和7年度に向けては、新カリキュラムの定着を土台に専門職の育成を行っていく。社会福祉士の合格者を輩出し、資格取得の支援として卒業フォローアップ勉強会を継続していく。一方では入学時より問題を抱えている学生が増えている。この学生たちが日々の勉学に励み、実習を行い、卒業し、社会人になっていくことを支援していく。専門職者の養成と社会人の育成という両面から運営を展開していく。

ソーシャルワーク実践を行う者としてのコミュニケーション力の向上を目指していく。授業での体験の機会を増やし、全員に経験してもらい、福祉の理解度をあげていく。学外でのボランティア実践を増やし、対人援助の基本を学び、利用者様のニーズを掴み、実習や就職に備え、実践できる人材を育成していく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学校の教育の方針「実学的思考の重視に立って、医療・福祉分野における専門知識や技術を身につけたスペシャリストの育成を目指す」に基づき、社会福祉施設・福祉事務所等の目指す専門分野で実習を行い、専門職業人として必要な組織の理解と相談部門を中心とした業務を、実践的かつ専門的に学び、社会性のある福祉従事者を目指す。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

年度当初に実習依頼文を発送後、実習要綱に基づき実習指導者と共に実習日程、プログラムについて決定する。

実習事前学習として、関連科目のまとめ、実習施設・機関の概要調査等の演習を展開する。

実習期間中に1回/5日間の実習先訪問を行い、実習指導者との面談、実習生への個別指導を実施する。

実習指導者記載の評価所見・総評を基に、学生へ事後指導を実施し、学生は各自実習報告を作成、発表する。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
社会福祉現場実習	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	主に生活相談員等実習指導者の指導のもと、施設内の業務機能を理解する。保険年金、家庭、障害、高齢、保護、六法外業務等のそれぞれの概要について担当者による講義受講、事業見学、関連機関訪問等を行い、学習する。	宮城県、山形県の老人福祉施設等29件

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

仙台医療福祉専門学校では、教員の更なる資質及び指導力の向上を図ることを目的として、「教員研修及び研究に関する規程」に基づき、計画的な研修を実施する。研修は以下の2つに大別される。

①学内研修 企業等から講師を招いた教員研修会や知識、技術、技能等を習得するための教材等の補助等、業務遂行上必要となる知識、技術、技能等を習得するために学内で実施する研修

②学外研修 職能団体、検定等を主催する協会等が開催する研修会及び研究会等への参加など、業務遂行上必要となる知識、技術、技能等を習得するために学外で実施する研修

これら研修を通じて、教職員は、必要な知識、技術の向上を図るとともに、新たな業務上の要請に応えるため自ら能力開発に努める。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	こども家庭ソーシャルワーク研修	連携企業等:	一般社団法人日本ウェルフェアサービス協会
期間:	令和6年9月1日～10月27日	対象:	学科教員
内容	こどもの権利擁護等、全16科目のオンデマンド研修及び演習をzoomにて履修した。演習では、「こどもの権利に関して自らのこども時代を振り返る体験」「パーマネンシーを確保するための社会的養護システムを離れた後のサポート体制について」「こどもアドボケイトの必要性」「こどもを支えるチーム作り」「トラウマインフォームドケアとは何か」等、多くの学びを得ることができた。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	日総研セミナー	連携企業等:	日総研
期間:	令和7年3月8日	対象:	学科教員
内容	職場のモンスター職員への対応とパワーハラスメントについて学ぶ。モンスター職員への対応では、改善してほしい客観的事実をリストアップして、面談して改善を求め、定期的で継続的な面談を行い、行動が改善を促していく。パワーハラスメントとならないためには、評価と観察の事実の違いを理解する。主観が混じったメッセージになると、受け手は批判されたと捉えやすい。観察は客観的な情報であり、事実を伝えると相手に伝わりやすい。パワーハラスメントになりやすいコミュニケーションの要注意ワードの解説があり、使用すると人間関係に摩擦が生じやすくなる。YOUメッセージとIメッセージを使い分けを学ぶ。		

研修名:	令和6年度 レジリエンス研修	連携企業等:	宮城県社会福祉協議会
期間:	令和7年2月6日 10:00～16:00	対象:	学科教員
内容	社会で生きていると困難な状況に直面することがあり、困難状況に直面した時に立ち向かう強さだけでなく、柔軟に受け止める考え方やメンタルを立て直す力を必要とされる。困難な状況から自分を立て直す力(回復力)をレジリエンスといい、レジリエンスを構成する概念を理解し、エゴグラムを活用して自己覚知を行い、困難な状況においての自己に必要なことを学ぶ。学生が理解することで、各自のレジリエンス力を理解し自己成長につなげていく。		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	アセスメント技術を高める研修会【基礎編①】【基礎編②】	連携企業等:	宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」
期間:	令和7年8月6日・9月6日	対象:	学科教員
内容	基礎編①では、アセスメントに必要な基礎知識について学び、アセスメント力をつけていく。発達障害者の事例を通して、発達障害者の特性の説明とアセスメントの構造化を学ぶ。基礎編②では、アセスメントの目的を確認し、生物学的、心理的、社会的視点から関わりをつかむ。グループワークを行い、実践的な学習を行った。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	仙台市心のサポーター養成研修	連携企業等:	一般社団法人 宮城県精神保健福祉士協会
期間:	令和7年8月21日	対象:	学科教員
内容	メンタルヘルスやこころの病気に関する正しい知識を持ち、こころの病気を持つ方たちの体験やリカバリーを知り、メンタルヘルス・ファーストエイドを踏まえて、サポートの仕方を学ぶ。こころの病気の体験者より動画提供、サポーターに必要な傾聴の技法の演習を行い、アクション・プランの作成を行った。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

自己点検の評価結果について、その客観性・透明性を高めること、学校と関係する方の理解促進や連携協力により、教育活動、学校運営に係るご助言等を行っていただき、これらの改善を図ろうとするものである。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1 理念・目的・育成人材像は定められているか(専門分野の特性が明確になっているか) 2 学校における職業教育の特色は何か 3 社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか 4 理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか 5 各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向付けられているか
(2) 学校運営	1 目的等に沿った運営方針が策定されているか 2 事業計画に沿った運営方針が策定されているか 3 運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか 4 人事、給与に関する制度は整備されているか 5 教務・財務等の組織設備など意識決定システムは整備されているか 6 業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか 7 教育活動に関する情報公開が適切になされているか 8 情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	1 教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか 2 教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 3 学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか 4 キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか 5 関連分野の企業・関係施設等、業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか 6 関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターンシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか 7 授業評価の実施・評価体制はあるか 8 職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか 9 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか 10 資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか 11 人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか 12 関連分野における業界との連携において優れた教員(本務・兼務含め)の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか 13 関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか 14 職員の能力開発のための研修等が行われているか

(4) 学修成果	1就職率の向上が図られているか 2資格取得率の向上が図られているか 3退学率の低減が図られているか 4卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか 5卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか
(5) 学生支援	1進路・就職に関する支援体制は整備されているか 2学生相談に関する体制は整備されているか 3学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 4学生の健康管理を担う組織体制はあるか 5課外活動に対する支援体制は整備されているか 6学生の生活環境への支援は行われているか 7保護者と適切に連携しているか 8卒業生への支援体制はあるか 9社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 10高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取組が行われているか
(6) 教育環境	1施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか 2学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか 3防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	1学生募集活動は、適正に行われているか 2学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか 3学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	1中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか 2予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか 3財務について会計監査が適正に行われているか 4財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	1法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 2個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか 3自己評価の実施と問題点の改善に努めているか 4自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	1学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 2学生のボランティア活動を奨励、支援しているか 3地域に対する公開講座、教育訓練（公共職業訓練等）の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	1留学生の受入れについて戦略を持って国際交流を行っているか 2受入れにおいて適切な手続き等がとられているか 3学習成果が評価される取組を行っているか 4学内で適切な体制が整備されているか

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

企業等から参画した委員の意見は、学生により良い教育と環境を継続的に提供し、現場で求められる質の高い専門職業人の養成に直結するので、指摘のあった項目については、学科会、教務コンプライアンス委員会等で検討する材料としている。

今年度開催の委員会において、例年意見・提言を頂いていた非常勤講師に対しての授業アンケートを実施する。常勤職員のみで実施していたアンケートに非常勤講師も加わることで、より効果的な授業アプローチが創造され、学生に対し充実した授業内容を提供することが期待される。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
戸上 謙一	有限会社 ファーマシーすず 統括本部 統括部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
菅澤 昌也	医療法人 松田会 介護保険部 部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員 卒業生
小泉 敦保	株式会社 バイタルケア 代表取締役社長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://sif.ac.jp/about/disclosure/>

公表時期: 令和7年6月

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

仙台医療福祉専門学校では、専修学校の社会的使命と公共性に鑑み、学校ホームページをはじめとして、広く周知を図ることができる方法によって、積極的な情報提供に努める。情報提供を通じて広く社会からのチェックと評価を受け、これをフィードバックして、教育活動その他学校運営の改善に活用する。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の概要、目標
(2) 各学科等の教育	授業風景紹介、取得資格・検定、卒業生進路
(3) 教職員	担当科目教員紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	実践的実習紹介、就職支援
(5) 様々な教育活動・教育環境	キャンパスカレンダー紹介
(6) 学生の生活支援	Q&A(入学編、学校編、学習編、就職編)、学生相談室
(7) 学生納付金・修学支援	学納金、各種奨学金、学費減免制度の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	留学生対象学科の紹介
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://sif.ac.jp/about/>

公表時期: 令和7年4月第1週

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 社会福祉学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			社会福祉概論	現代における社会福祉の意義・理念について学び、福祉の法体系制度、及び財政全体の要旨を理解する。更に社会福祉の遂行と福祉専門職の必要性、そしてその活動による福祉社会の確立と必要性について理解する。	1通	60	4	○			○		○		
2	○			社会福祉行政論	我が国の社会福祉行政にわたる、基本的共通事項について理解する。また、社会福祉行政の諸問題についても学ぶ。	2通	30	2	○			○		○		
3	○			社会保障論	「社会保障とは何か」という問題意識をもちながら社会保障制度の現状について学習することで、自身の生活にどのように活かすことができるのかを考える。また、社会保障制度の課題、その在り方について考察する。	2通	60	4	○			○			○	
4	○			公的扶助論	生活保護制度の仕組みと近年の動向を把握し、関連分野の組織・専門職とその連携の在り方を理解する。	2通	30	2	○			○		○		
5	○			老人福祉論	社会と老人問題、老人福祉制度の変遷を紐解いていく。特に介護保険制の背景と目的・仕組み、現状と課題については時間を注ぎ、実践的立場での理解を目指す。	1通	60	4	○			○			○	
6	○			障害者福祉論	講義、調べ学習、視聴覚教材、グループでの話し合い等を通して、障害者福祉の理念、障害観の変遷、法制度と支援のしくみ等を理解し、障害者とその家族の生活と社会環境等について現状と課題を知り、支援のあり方を考える。	1通	60	4	○			○		○		
7	○			児童福祉論	講義、調べ学習、視聴覚教材、グループでの話し合い等を通して、児童の権利、児童観の変遷、現代社会の児童・家庭を取りまく社会環境、法制度と支援のしくみ等、社会福祉士に必要な児童・家庭にかかわる基礎を学ぶ。	1後	30	2	○			○		○		
8	○			家庭福祉論	家庭福祉及び家庭問題に関する法やサービスについて学び、関連分野の組織・専門職とその連携の在り方について理解する。	2通	30	2	○			○		○		

9	○		地域福祉論	地域福祉の理念と歴史的展開、地域福祉の構成及び具体的な推進方法などの新しい地域福祉の方向性について理解する。また、自らの地域について現状を把握・考察する。	2通	60	4	○			○		○		
10	○		社会福祉援助技術論	社会福祉士及び精神保健福祉士の法的位置づけ、ソーシャルワークの基盤となる考え方とその形成過程、ソーシャルワークの価値規範と倫理について学習する。	1通	60	4	○			○			○	
11	○		社会福祉援助技術演習	1年：基本的なコミュニケーション技術・基本的な面接技術を通して、生活保護演習の課題と事例、障害者福祉演習の課題と事例、児童福祉演習の課題と事例、老人福祉演習の課題と事例、家庭福祉演習の課題と事例に取り組み、ソーシャルワークの展開を学ぶ。 2年：ひきこもり、認知症、終末期ケア、災害時、地域福祉演習の事例、実技指導	1通 2通	150	10		○		○		○	○	
12	○		福祉事務所運営論	福祉事務所の役割と専門職の倫理について学ぶ。	1後	30	2	○			○			○	
13	○		社会福祉施設経営論	様々な福祉サービスの目的、理念を確認し、法令、人員配置、人材育成、経営と制度の関連について学ぶ。	2通	60	4	○			○			○	
14	○		保健体育・レクリエーション	運動・身体活動を通して、運動・身体活動の必要性や集団活動での協調性、安全についての理解を深める。また、集団活動から全体の規律・態度を学ぶ。	1通	60	2			○	○			○	
15	○		介護概論	介護の目的・関連職種との連携や介護過程について学ぶ。福祉従業者としての考えを構築し感性を磨く。	1通	60	4	○			○		○	○	
16	○		医学一般	医学と社会、現代社会と社会福祉の観点から、人体に関する医学的知識と共に公衆衛生や医療保険制度の動向、保健・医療サービスの現状を学ぶ。	1通	60	4	○			○			○	
17	○		法学	現代社会は法治国家であり、その法治国家を支える憲法、行政法、民法等の仕組みを概観する。特に社会福祉については、法令の実際の運用から理解する。	1前	30	2	○			○			○	
18	○		経済学	商品の値段はどうして決まる 給料はどのようにして決まる なぜ利子を払うのか 道路は消防は商品？	1前	30	2	○			○			○	

19	○		心理学	行動主義心理学に基づいて心の仕組みと健全な行動について学びます。	1 前	30	2	○			○		○	
20	○		社会学	近代社会の形成過程を踏まえ、社会の諸問題について考察する。	1 前	30	2	○			○		○	
21	○		社会福祉現場 実習	1 実習機関の特性、関係法、役割、業務内容を理解する。 2 社会福祉サービスの需要とニーズの把握、提供の実際について実際に学ぶ。 3 制度やサービスがどのように提供されているのかを、見学、講義、ロールプレイによって学び、相談援助スキルに反映させることができる。 4 職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚に基づいた行動を身に着ける。 5 関連機関との連携の方法とその具体的効果を掴むことができる。	2 通	240	8			○		○	○	○
22	○		社会福祉現場 実習指導	1 年：これまで学習してきた授業内容を踏まえ、実習施設についての法律・制度・施設概要についてグループ学習を行う。 2 年：事前学習から事後指導までを含む。実習のてびき・テキスト・実習生報告例等を教材に講義・演習形式で進めていく。	1 後 2 通	90	3		○		○		○	
23	○		手話	聴覚障害者の言語である手話に直接触れて、日本語とは異なる言語体系であることを理解し、手話での簡単な挨拶や会話を修得する。「ろう者」の価値観、障害の特徴などを理解し、「ろう者」とのコミュニケーションについて知る。また、ろう者と接する場面での対応について学ぶ。	2 通	30	2	○			○			○
24	○		ボランティア 論	ボランティアとは何か、その意味や活動の進め方、参加の仕方を学び、実際に地域福祉活動に参加できるよう準備を行うとともに、実践の振り返りを行う。	1 前	30	2	○			○		○	

25	○		刑事司法と福祉	更生保護を中心に諸制度の仕組みや意義を学習する。更生保護は、刑務所を出所したひとや非行少年などに対し、指導や援助をすることにより再犯を防ぎ、社会生活を送れるように働きかける仕組み全体を指す。更生保護の対象と福祉の対象は重なることが多く、支援内容にも共通する事柄が多い。とくに近年は、犯罪を犯した高齢者や障害者を福祉につなぐ役割として、ソーシャルワーカーの役割が重要となってきた。ソーシャルワーカーとして活動するために必要となる更生保護に関する基本的な事項を学ぶ。	2通	30	2	○			○		○	
26	○		社会調査法	ソーシャルワーカーに必要な社会調査の基礎知識を学ぶ。	2通	30	2	○			○		○	
27	○		教養講座	演習・解説を通じ、人文科学・社会科学・自然科学に関する基礎力、教養を高める。	2通	30	2	○			○		○	
28	○		○A演習	コンピュータを利用する立場から、簡単なハードウェア構成とその機能に関する基礎知識を理解し、情報セキュリティに関する知識を修得する。そのうえで、Wordで文章を効率的に書く、Excelで関数を操作する、Power Pointでプレゼンテーション時の資料を作成するなどのスキルを身につける。	1前	20	1		○		○			○
29	○		卒業研究	在学中の学習や実習の成果に基づき、学生自身が研究テーマを設定し、ゼミ担当教員の指導・アドバイスを受けながら、研究を行う。	2通	30	1		○		○		○	
30	○		レクリエーション概論	心の元気づくりは人々の自主的、主体的な取り組みですが、一人の力では容易に心の元気を回復できない場合もあります。こうした場合に、インストラクターは、ゲームや歌などを手段として用いて、高齢者が心を元気にすることを支援します。支援者はレクリエーション活動の楽しさをしっかりと理解した上で、その楽しさを通して高齢者が心を元気にできるように手助けする。	1後	30	2	○			○			○

31	○			レクリエーション実技	レクリエーションの基礎的な理解をはじめ、本人自身のレクリエーション活動を見直し、生活を活性化すると共に、援助を必要とする高齢者・障害者に対して生きがいのある豊かな生活とは何かを考え援助方法を探る。レクリエーション・余暇自立に必要な知識の理解、能力を育成し、レクリエーション・サービスが提供できる能力の取得を目指す。	2 通	30	1			○	○			○
32	○			ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ、ソーシャルワークの過程、コミュニティワークの概念と展開過程、スーパービジョンについて理解をする。	2 通	60	4	○		○			○	
33	○			ソーシャルワークの理論と方法（専門）	総合的かつ包括的な支援におけるソーシャルワークの実際やソーシャルワークに関連する技法などを理解する。	2 通	60	4	○		○			○	
34	○			介護技術	1年：介護の基本的技術と理論を講義と演習の中から学ぶ。ロールプレイを通して利用者の気持ちや立場を理解する。 2年：講義、演習を通して介護の基本的知識と理論を学ぶ。ロールプレイを通して、利用者の気持ちを理解していく。また、事例を通し適切な介護方法について検討する。	1 通 2 通	90	3			○	○		○	○
35	○			病院管理実務	医療機関の組織と役割、医療保険制度、介護保険制度について理解する	1 前	30	2	○		○			○	
36			○	福祉用具専門相談員特別講義	福祉用具の支援プロセスを理解し、高齢者等の状態像に応じた福祉用具の利用方法を学ぶ。また、演習を通し福祉用具の基本的な選定・適合技術を習得する。	1 後	40	-	○	△	△	○			○
合計					36 科目	1850 単位（単位時間）									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
【成績評価】 1. 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等総合的に勘案して行う。ただし、各教科科目中、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目についての評価を受けることができない。 2. 試験は、定期試験、追試験、再試験とする。追試験は、受験資格のある者が試験当日やむを得ない理由で欠席した場合実施される。再試験は、科目の評価が合格点に達しない場合、本人の願出を受け、許可した場合に実施する。 3. 各科目の五段階評定は絶対評価とし、不合格のみを「1」とする。 卒業要件：科目の五段階評定は次の基準による。5は100～85、4は84～75、3は74～65、2は64～60、1は59～0とする。 4. 総合評価は評定平均値を基準に次の五段階とする。Aは評定平均値5.0～4.0、Bは評定平均値3.9～3.5、Cは評定平均値3.4～3.0、Dは評定平均値2.9～2.5、Eは評定平均値2.4～1.0とする。 【課程修了の認定】 1. 上記、成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。 2. 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等総合的に勘案して行う。	1 学年の学期区分	2 期
各授業科目の授業計画（シラバス）に従い履修する。 履修方法：履修認定は、各授業科目の授業時間数を履修し、成績評価において合格の判定を受けなければならない。	1 学期の授業期間	15 週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。